

全携協の取組紹介と、主要論点に対する全携協の考え方

モバイル市場の競争環境に関する研究会（第3回）

一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会

National Association of Mobile-phone Distributors

東京都渋谷区恵比寿四丁目4番7号

第6伊藤ビル3F

TEL:03-6455-7200 FAX:03-6455-7270

副会長 西川 猛（株式会社ベルパーク 代表取締役社長）

全携協の成り立ちと、4年間の振り返り

① 全携協発足前は“勉強不足”な状態だった…（2014年）

② 大いなる危機感と、スタートダッシュ

③ 消費者関係団体の皆さんにお世話になる

④ 各地の「消費者支援連絡会」に全出席

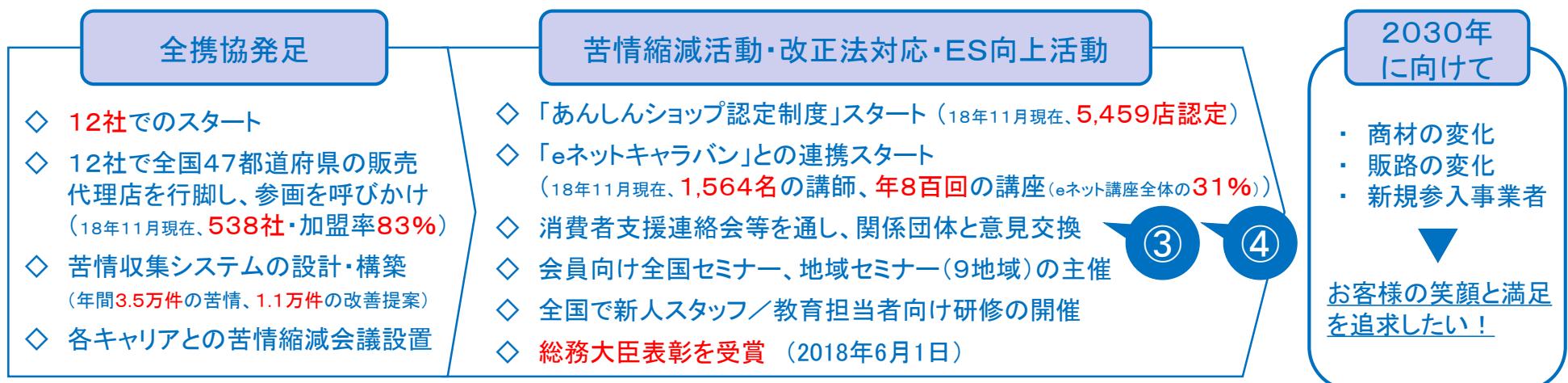
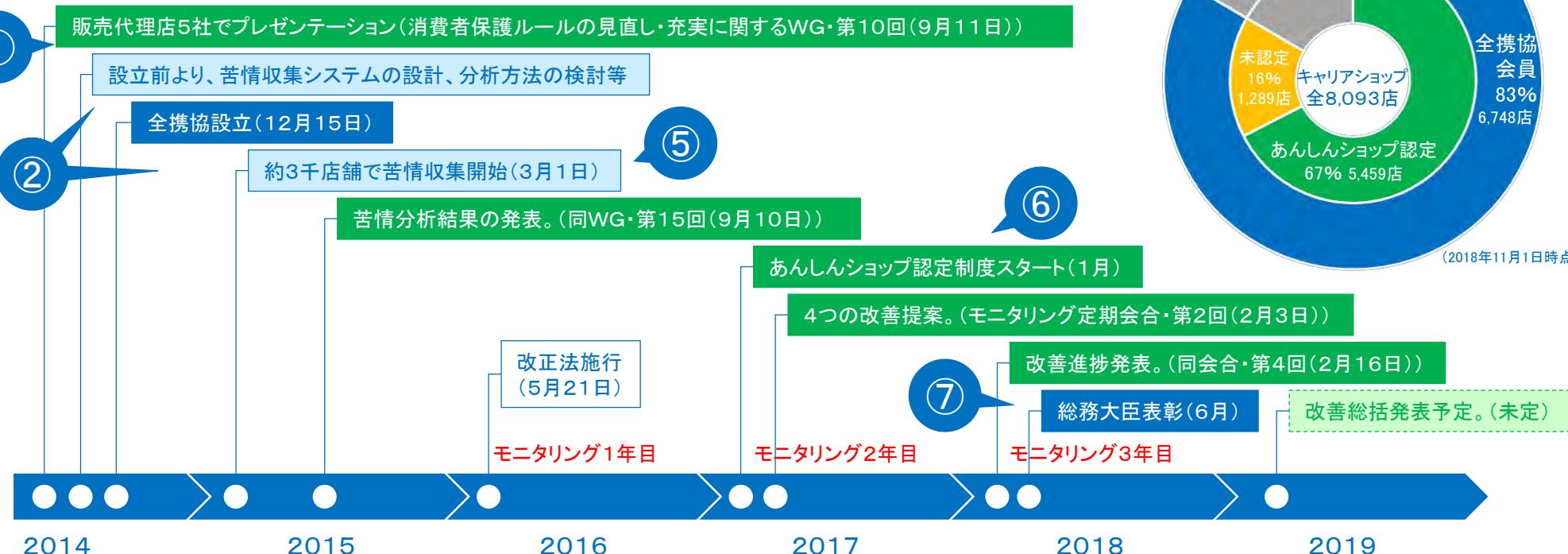
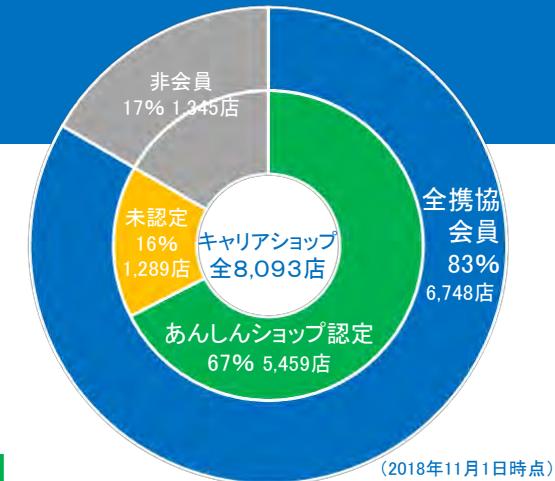
⑤ 改善のヒントは常に現場にある

⑥ 「あんしんショップ認定制度」スタート

⑦ 総務大臣表彰、受賞（2018年）

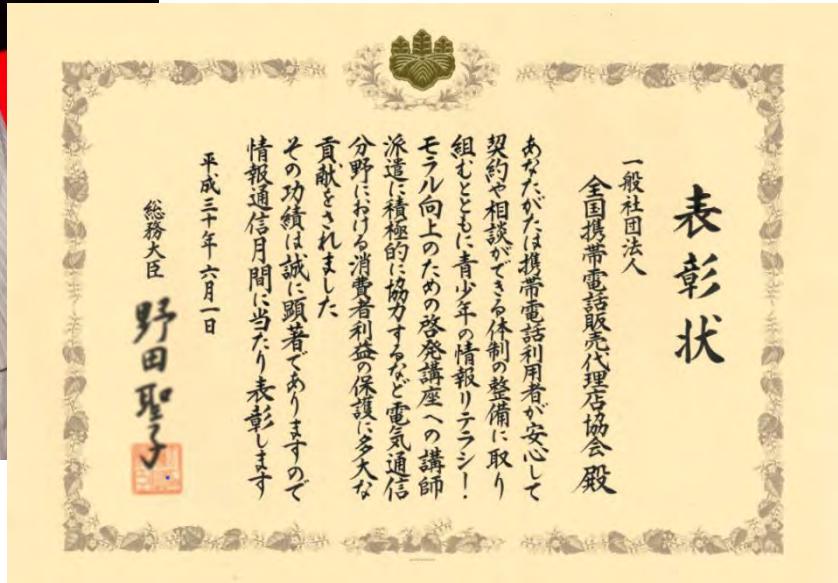
⑧ 今後、高齢者の Late Majority層 にスマホ普及が始まる

全携協の成り立ちと、4年間の振り返り



総務大臣表彰

2018年6月1日、総務省主催「平成30年度 電波の日・情報通信月間記念中央式典」にて、総務大臣表彰を受賞。



現場で日夜頑張るスタッフたちの姿

前略

私は、10月14日(日)A店にて
スマホを購入しましたBと申します。
主人と二人、60代になってのスマホデビューです。
A店のスタッフの方から「購入時、アンケートメールが届くと
思いますが、よろしかったら返信の御協力をお願いします。」と
丁寧な説明を受けていたにもかかわらず、スマホ操作に
不慣れなため、主人も私もそのアンケートメールを消してしまいました。
(実は、アンケートメールだという認識さえありませんでした。)

購入時、私共を接客して下さった方がCさんという方で、
スマホについて何も経験も知識もない私共に
とても親切に接して下さいました。つたない質問にも笑顔で
対応してくださいり、その姿は、正に、初めて箸を持つ幼子に
やさしく箸の持ち方を教えるよう、見守るような母親そのものでした。

そのCさんが、私共が帰る間際に「不都合なことがあったり、
分からぬことがありますればいつでもお越し下さいね！」
と満面の笑顔で話して下さった言葉を思い出し、
次の日、10月15日(月)に再度A店を訪ねました。
アンケートメールを消したかもしれないのに、再送信してもらえば
必ず返信したいのですが…。と申し入れましたが、
昨日購入時の1回のみの送信でして…。と逆に
申し訳なさそうにお返事されていました。

その上、操作の手順をわかりやすくメモに書き留めて
下さったり、初心者向けのアドバイスも下さったりと、
個人レッスンのように教えていただきました。

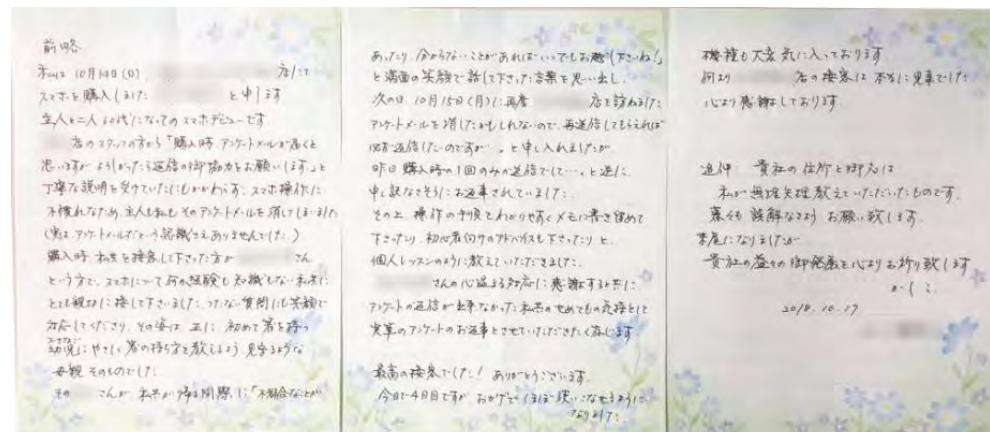
Cさんの心温まる対応に感謝すると共に、
アンケートの返信が出来なかつた私共の、せめてもの気持ちとして
実筆のアンケートのお返事とさせていただきたく存じます。

最高の接客でした！ありがとうございます。

今日で4日目ですが、おかげでほぼ使いこなせるようになりました。
機種も大変気に入っています。
何よりA店の接客は本当に見事でした。心より感謝しております。

追伸： 貴社の住所と御名は私が無理矢理教えていただいたものです。
くれぐれも誤解なきようお願い致します。
末尾になりましたが
貴社の益々の御発展を心よりお祈り致します。

かしこ 2018.10.17



(ご本人様の了解を得て掲載しています。)

(ご参考) 「競争環境整備」と「消費者保護」とは、クルマの両輪

「モバイル市場の競争環境に関する研究会」 主要論点(案)について

2. (1) 料金プランの理解容易性についての検証（契約時の説明が長時間化）

→ 「待ち時間」と「手続き時間」についての考え方と改善提案。(P. 17、18)

2. (2) 利用者の理解促進の方策（利用者に誤認を与えるおそれのある表示）

5. (1)-28 総務省が販売店による独禁法抵触の可能性がある事案を認知した場合に公正取引委員会に情報提供を行うことに関する検討

→ 「あんしんショップ」の加入促進に努め、適切な営業および広告表示の啓発に努めます。(P. 26)

※ 独占禁止法第8条(事業者団体の禁止行為)に抵触する虞があるため、全携協は価格の妥当性等については意見を述べる立場にありません。

2. (3) 利用実態と契約している料金プランとの間の乖離

→ 各キャリアと連携し、定期的なプラン診断をオススメしていきます。(P. 25)

5. (2) 将来的な検討課題

→ 様々な事業者の参入 ⇒ 責任体制の構築が必要。(苦情相談窓口の設置等)(P. 28)

販路の多様化 ⇒ 各種消費者保護ルールの徹底が必要。(P.28)

全携協の取組紹介と、主要論点に対する全携協の考え方

消費者保護ルールの検証に関するWG（第2回）

一般社団法人 全国携帯電話販売代理店協会

National Association of Mobile-phone Distributors

東京都渋谷区恵比寿四丁目4番7号

第6伊藤ビル3F

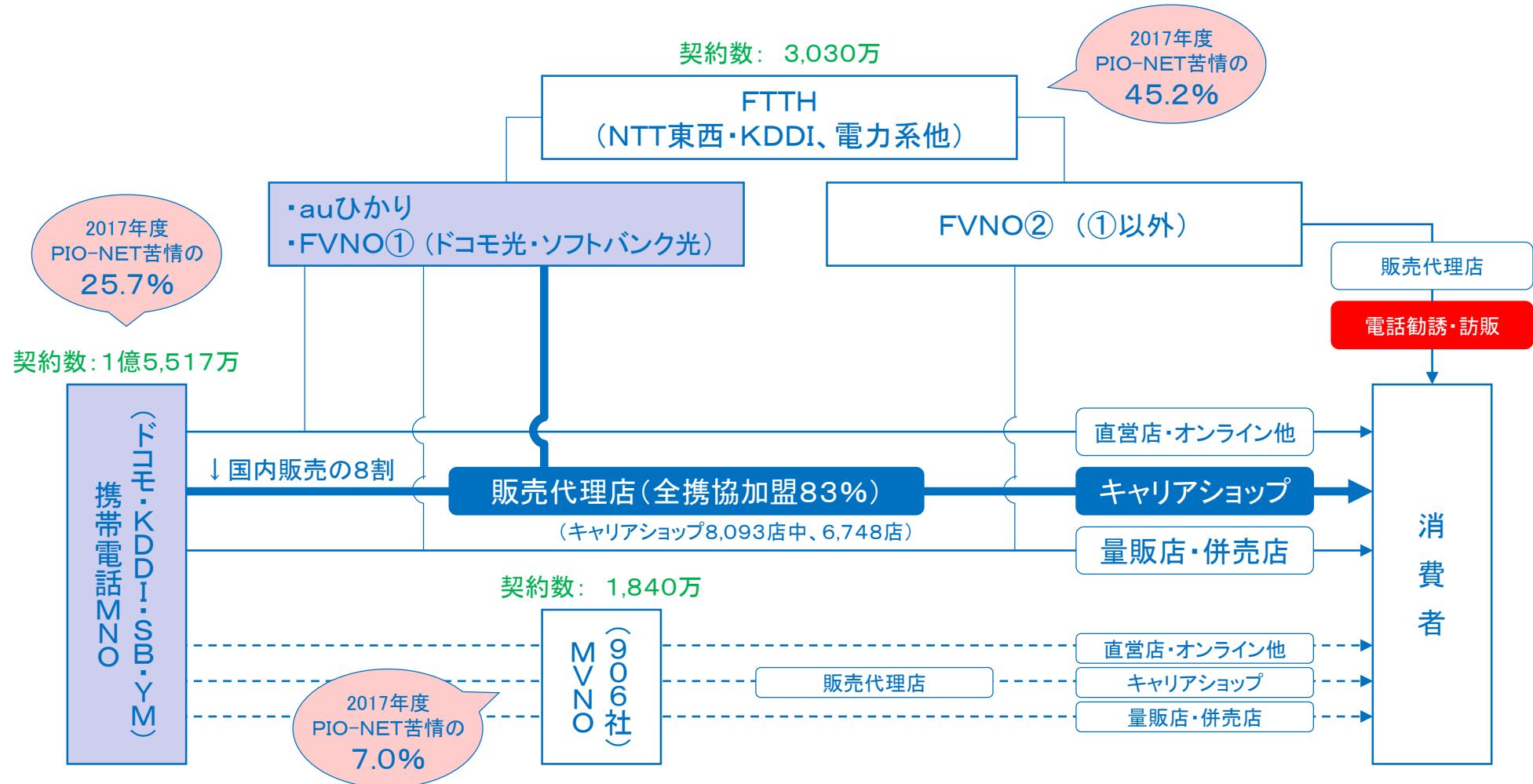
TEL:03-6455-7200 FAX:03-6455-7270

理事 大谷 信雄（株式会社富士通パーソナルズ 取締役常任顧問）

1. 全携協の取組紹介

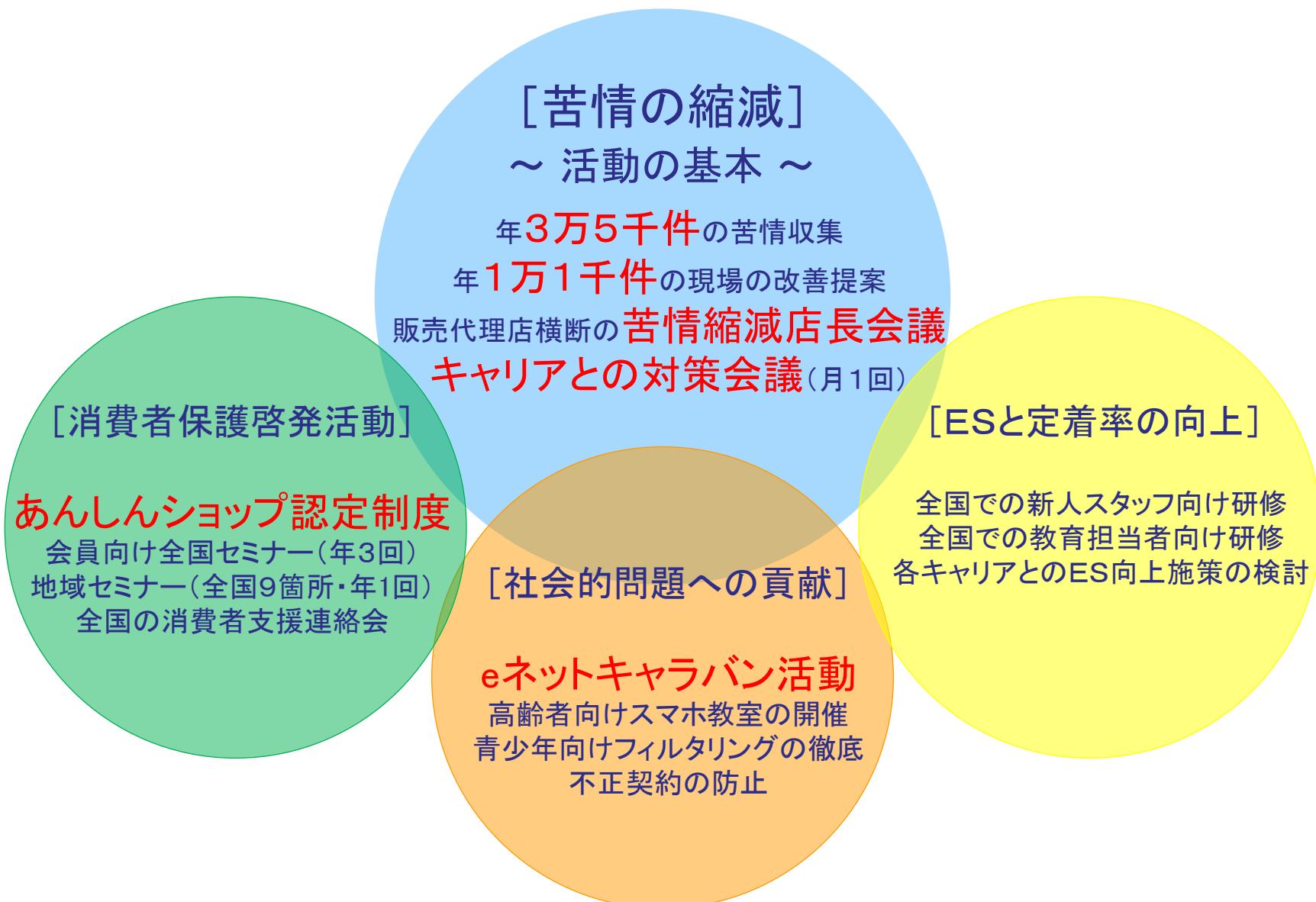
全携協の位置づけ

・ PIO-NETのデータは第1回WG・資料2-1、P8。
(FTTHの45.2%とはFTTH35.6%、分離型ISP等8.3%、CATVインターネットサービス1.3%。)



全携協はMNOのキャリアショップ運営代理店の集まりで、現在加盟率83%。
(量販店、MVNO、FVNOの電話勧誘・訪問販売の代理店は含まず。)

全携協の活動の重点



苦情の縮減活動

各キャリアとの毎月の
苦情対策会議
(2015年8月～2018年3月)

docomo 22回
KDDI 24回
SoftBank 24回

改善提案

キャリアと定期的に縮減対策
会議を実施。(2015年8月～)

収 集

約3千店舗から、苦情と
改善提案を毎日回収。



PDCAを毎月1回転!

対策会議

代理店横断の「店長会議」で
対策を議論。(2015年8月～)

全携協からの改善提案
(2015年8月～2018年3月)
3キャリア合計 1,205件

キャリアからの回答入手
(2015年8月～2018年3月)
3キャリア合計 1,119件

分 析

- 定量データでの傾向分析。
- 定性データでの内容分析。

2017年度のキャリアに対する改善提案事例

ドコモ



お客様説明ツールの
店頭での活用徹底に
向けた改善。



FTTHの苦情縮減に
向けて、ドコモ光サー
ビスセンターと意見
交換を実施。



KDDI



従来細かい文字が
多かった複数のツー
ルを、イラストを活用
した冊子に集約。



機種変更等の下取りの際
AppleCare+に加入され
ている場合は解約を促す
注意喚起が表示。



ソフトバンク



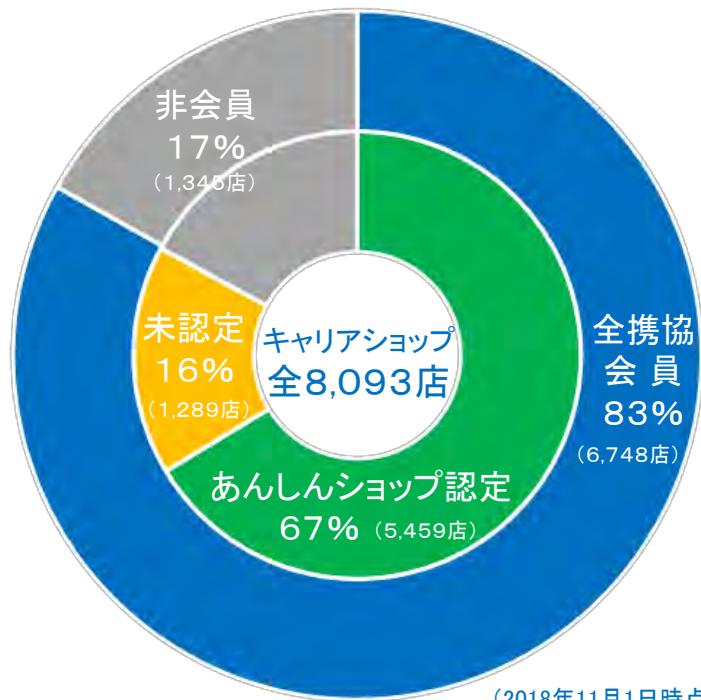
お客様の利用
シーンに応じた
月間通信量の
目安を算出。



料金シミュレーターをお客様目線
でわかりやすく
図示。



あんしんショップ認定制度



あんしんショップ認定協議会（全携協内に設置）※敬称略

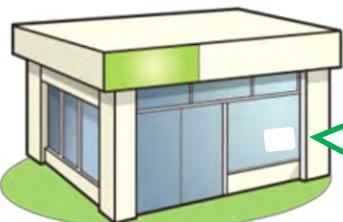
会長
副会長
副会長

濵谷 年史
（全携協会長）
有木 節二
（TCA専務理事）
前田 博史
（全携協副会長）

<審査委員会>

委員長
委員
委員
委員
委員
オブザーバー
オブザーバー
オブザーバー

新美 育文
（明治大学法学部教授）
北 俊一
（野村総合研究所パートナー）
長田 三紀
（全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長）
濱谷 年史
有木 節二
梅村 研
（総務省消費者行政第一課長）
中溝 和孝
（総務省消費者行政第二課長）
蒲 俊郎
（桐蔭法科大学院長・教授）



ソフトバンク練馬



auショップ新宿西口

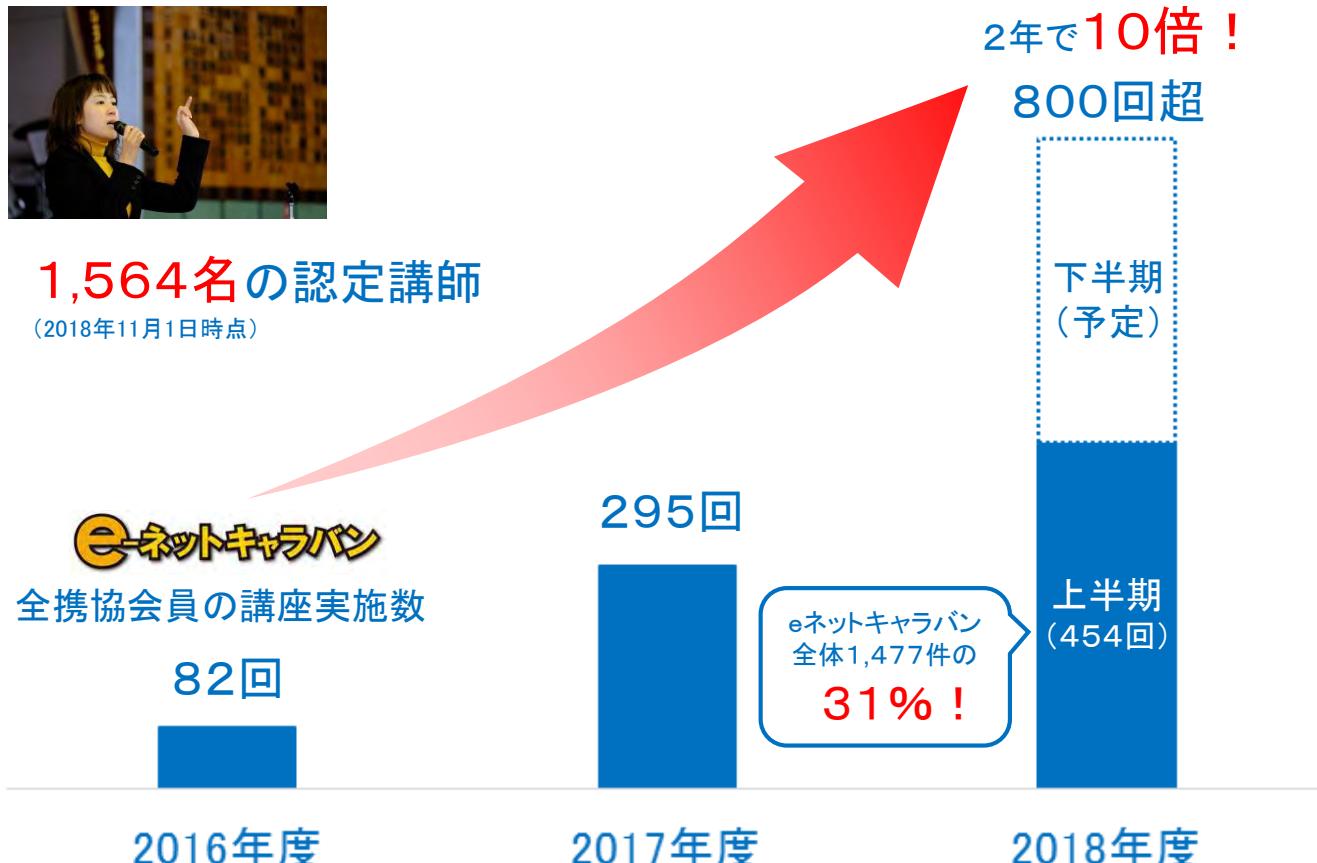
eネットキャラバン

全携協では、会員各社の協力の下、一般財団法人マルチメディア振興センターの「eネットキャラバン(※)」活動に参画しており、全国47都道府県の小中高等学校の児童生徒および保護者向けに講師の派遣を行っています。

※ 総務省・文科省と連携したインターネットの安心・安全利用に向けた啓発活動。

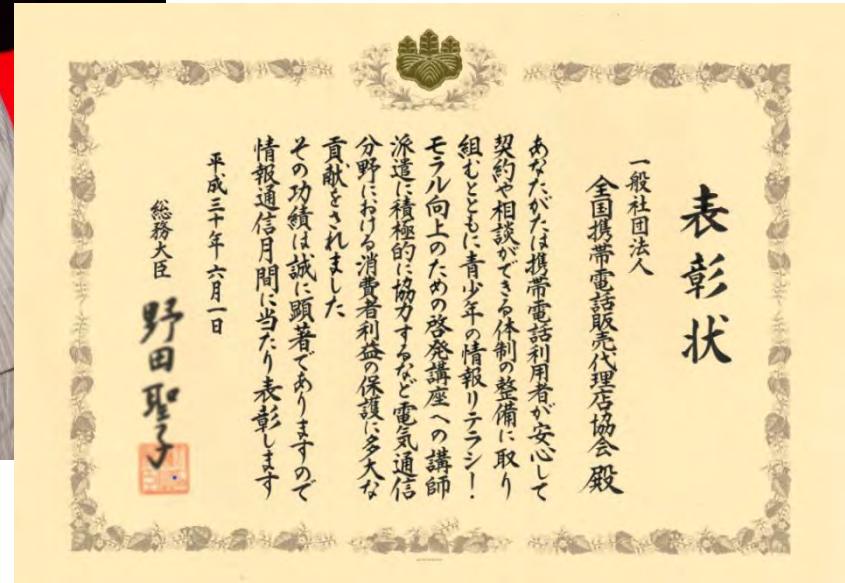


1,564名の認定講師
(2018年11月1日時点)



総務大臣表彰

2018年6月1日、総務省主催「平成30年度 電波の日・情報通信月間記念中央式典」にて、総務大臣表彰を受賞。



2. 主要論点(※)に対する全携協の考え方

※ 第1回WG 資料2－3 「主要論点(案)」

論点(1) 携帯電話の契約時の説明の在り方及び手続時間等の長さへの対応 ①

- ◆ **待ち時間について** (全携協内でアンケートを実施。2018年10月調査、有効回答数688店舗。)

「来店予約」を徹底することが、待ち時間削減の一番大きなポイント。

予約なしの取組事例

- ・スタッフによるこまめな声掛け。(待ち時間状況をお伝えする。)
- ・来店時の待ち時間の見える化。
- ・待ち時間のストレスを軽減する工夫。(フリードリンク、雑誌、タブレット動画視聴・ゲーム等)
- ・近隣店の割引クーポン配布。

改善提案

- ① 各キャリアの「来店予約(電話・HP)」制度の周知活動。
- ② 予約枠の拡大。(現在20%程度 → 80%など、予約客をメインに)
- ③ 予約なしで来店された場合(緊急以外)はその場で時間予約。
- ④ 料金収納や簡易業務の機械化。



論点(1) 携帯電話の契約時の説明の在り方及び手続時間等の長さへの対応 ②

◆ 手続時間について (全携協内でアンケートを実施。2018年10月調査、有効回答数688店舗。)

利用期間総額や家族単位で考えると携帯電話は高額^(※)な契約。

「短い時間」よりも、「お客様の納得感・満足感」が大事

また、各種設定作業やキャリア商材以外の相談(LINE等)も受けている。

現在の取組事例

- ・ 待ち時間の活用。(事前説明、バックアップ作業、カウンターで質問したい内容を書き出して貰う等。)
- ・ 複数のスタッフによる作業の分業化。
- ・ お客様の許可を得て、話しながらも手を動かす…。

改善提案

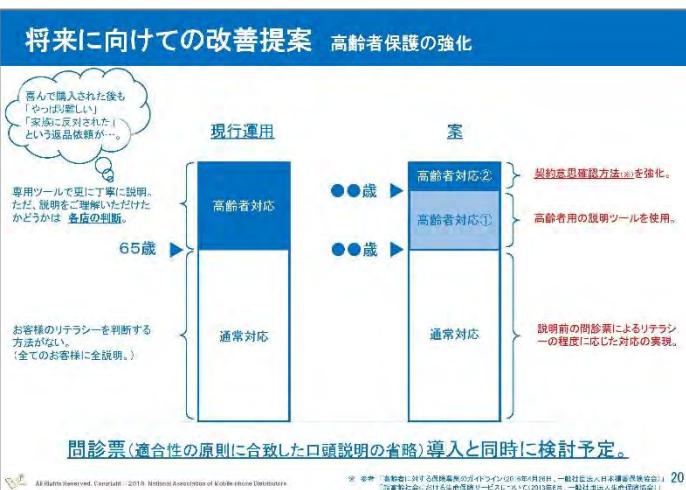
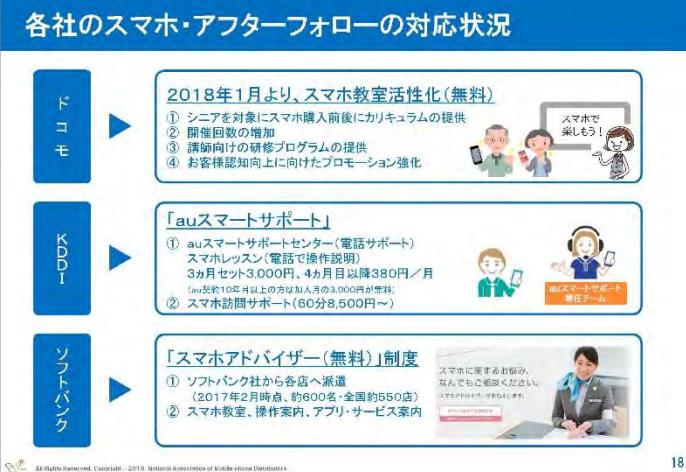
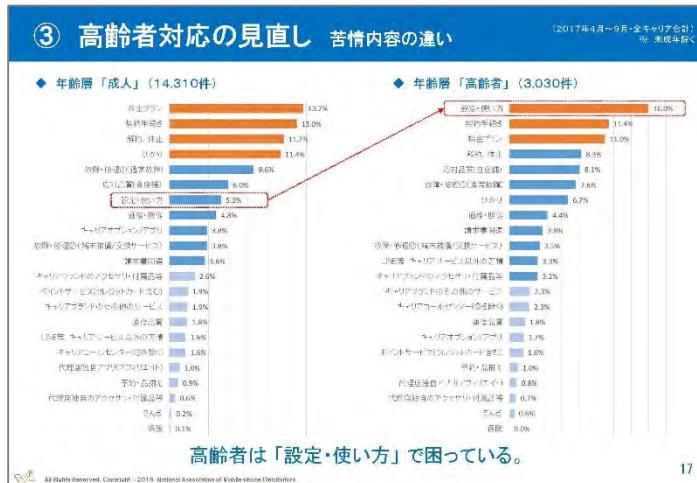
- ① ハイリテラシー層の説明省略の工夫。(それ以外の方には適合性の原則に則った説明。)
- ② よりわかりやすい料金プランの導入。(キャリアと連携。)
- ③ お客様の利用実態・生活スタイルにあわせ、提案の絞り込み。
- ④ 設定等、手続きの一部有料化の検討。あるいは設定作業専門要員の設置。
- ⑤ 法26条(説明義務)の効率化は各キャリアと検討中。

※ 「情報通信白書(平成30年版)」によれば2017年は122,207円(うち移動電話通信料100,250円、固定電話通信料21,957円)、消費支出に占める割合4.18%。



論点(2) 高齢者のトラブルへの対応 ①

◆ モニタリング定期会合での全携協発表資料より抜粋 (第4回・2018年2月16日)



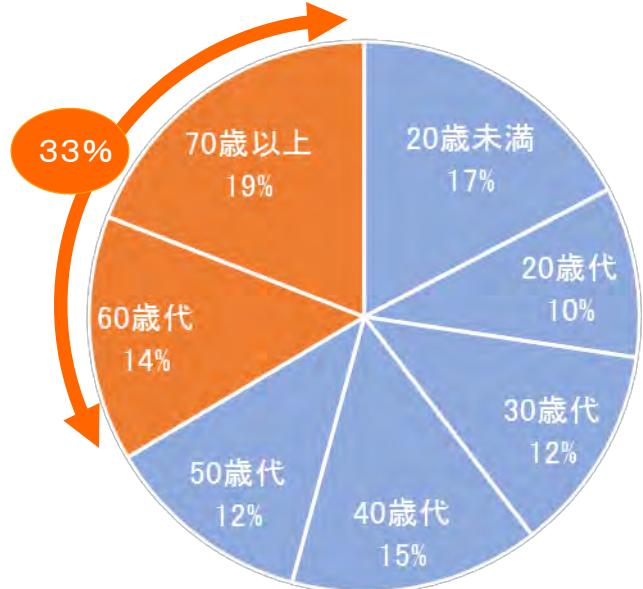
全携協は高齢者がスマホ・タブレットの「設定・使い方」で困られている点を訴えて参りました。



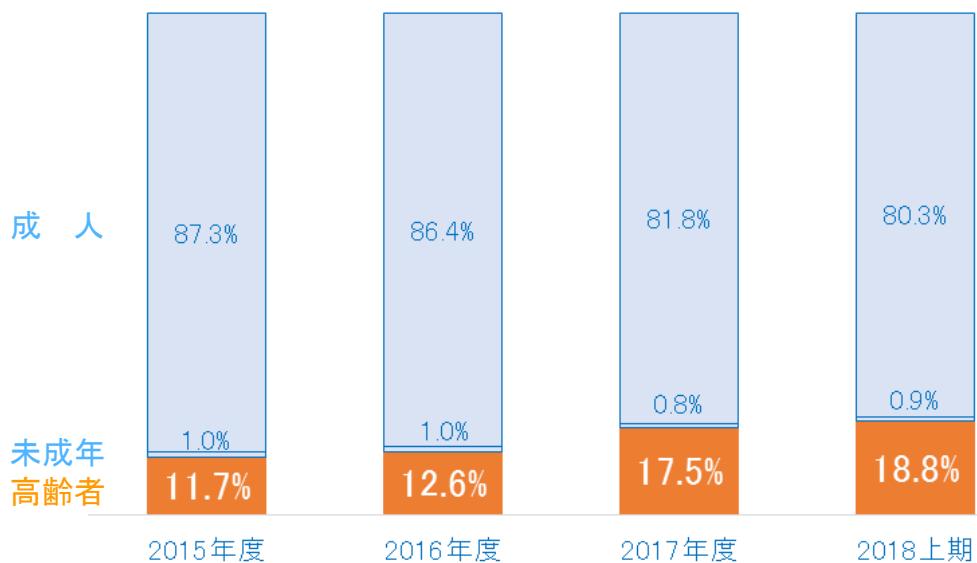
論点(2) 高齢者のトラブルへの対応 ②

注) 全携協では個人情報を収集しておりませんので
65歳以上を高齢者と定義しつつ、実年齢に拘らず
高齢者、未成年として特別に配慮した対応が必要
と感じたお客様をカウントしています。

出典：日本の年齢別人口(国勢調査、2016年3月1日時点)



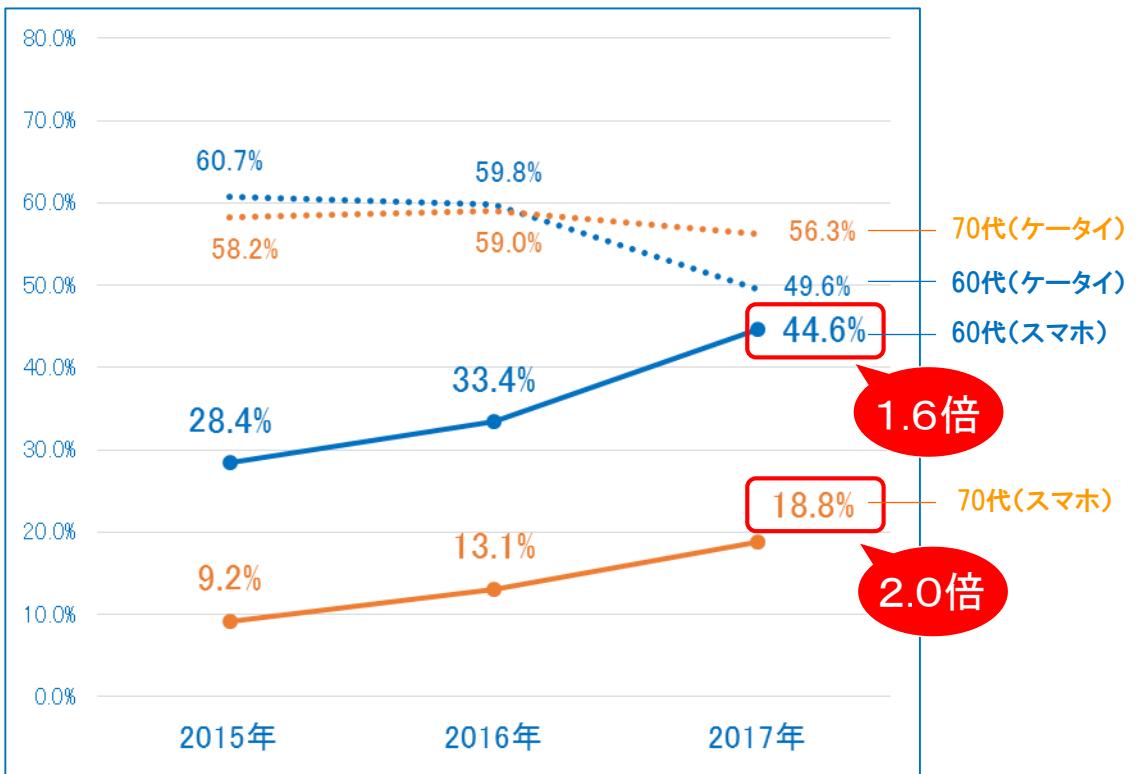
出典：全携協苦情データベース



高齢者の苦情は、近年なぜ増え始めているのか？

論点(2) 高齢者のトラブルへの対応 ③

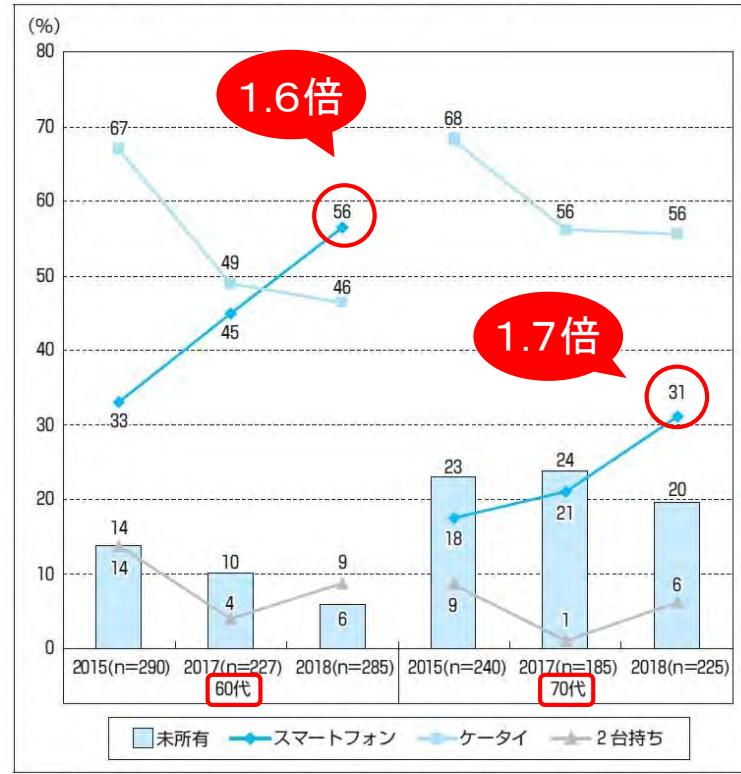
出典：総務省「通信利用動向調査」(各年)より作成



出典：「スマホ・ケータイ利用トレンド2018-2019」(モバイル社会研究所)

資料5-4 スマホ・ケータイ所有 年代別経年推移 (SA)

- 60代は2018年に初めてスマートフォンがケータイを上回り、5割を超えた。
- 70代もスマートフォンの所有率がこの1年で10ポイント増え、3割を超える。その一方、ケータイの所有率は、ほぼ変わらない。



出所：2015年シニアの生活実態調査、2017年-2018年一般向けモバイル動向調査（訪問留置）

高齢者へのスマートフォン普及が始まっている。(直近3、4年で2倍程度)

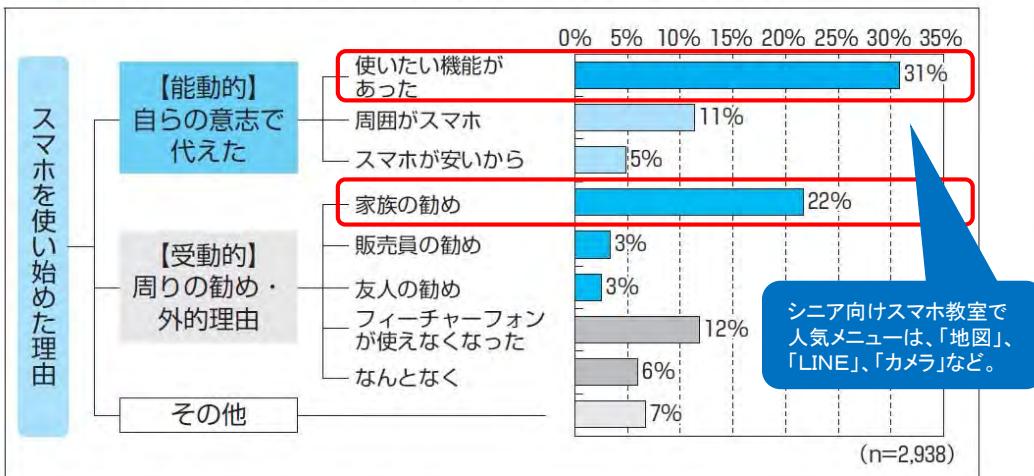
論点(2) 高齢者のトラブルへの対応 ④

「2017年シニアのスマホ利活用調査」
・2017年3月調査
・60歳から79歳の全国男女。(スマホ保有者)

出典：「スマホ・ケータイ利用トレンド2018-2019」(モバイル社会研究所)

資料5-5 スマートフォンを使い始めた理由 最も重視した理由(SA)

- 最も多い理由は「使いたい機能があった」、次いで「家族の勧め」「ケータイが使えなくなった」と続いた。
- 「能動的」「受動的」に大別すると、大よそ半数に分かれた。



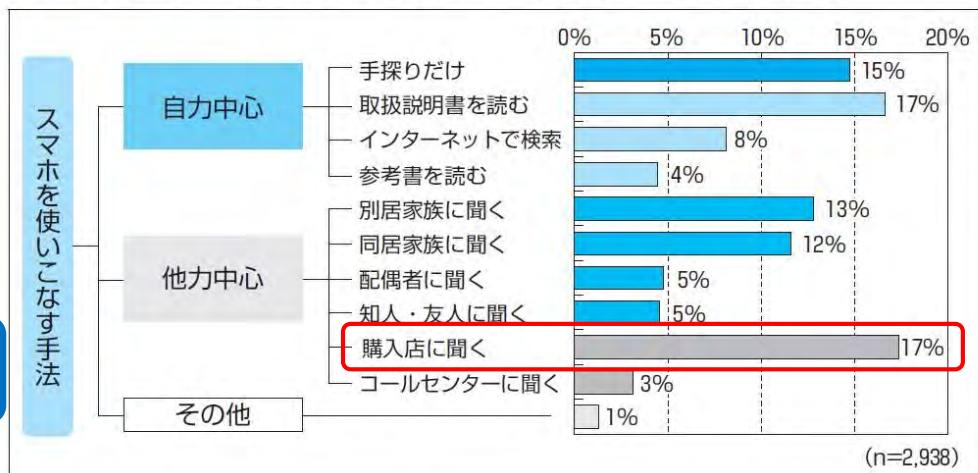
出所：2017年シニアのスマホ利活用調査

高齢者はスマホを使いたいと思っている。



資料5-7 スマートフォンを使いこなす手法 最も重視した手法(SA)

- 「取扱説明書を読む」「購入店に聞く」「手探りだけ」が上位。
- 「自力中心」「他力中心」に大別すると、大よそ半数に分かれる。



出所：2017年シニアのスマホ利活用調査

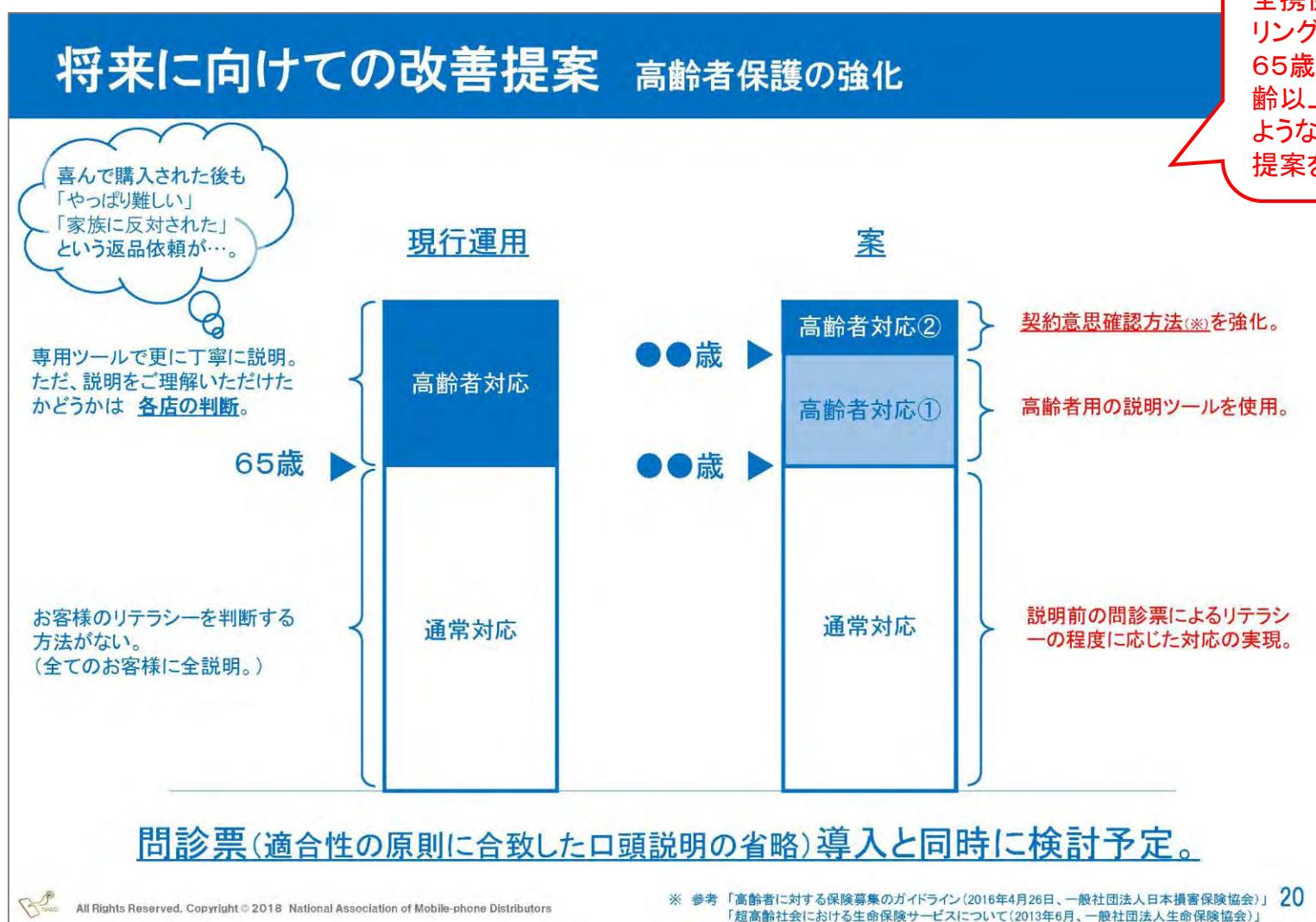
「難しいからあきらめる」のではなく
使えるようにするためには....。



高齢者にスマホが普及するまでの間、店舗での初期設定や使い方説明が求められている。
(引き続き、各キャリアと連携して初期設定のご支援やスマホ教室を推進します。)

論点(2) 高齢者のトラブルへの対応 ⑤

- ◆ モニタリング定期会合での全携協発表資料より抜粋 (第4回・2018年2月16日)



論点(2) 高齢者のトラブルへの対応 ⑥

◆ TCA発表資料 (モニタリング定期会合第5回・2018年6月28日)

MNO3社の高齢者へのさらなる取組

TCA

- 現在、MNO3社で自主基準を定め、65歳以上のお客様に丁寧な応対を行うこととし、端末操作を含めて、不明点はないか等の追加確認を専用資料で実施している
- 今後、自主基準を改定し、80歳以上のお客様に対し、より丁寧な応対を行うこととして、MNO3社で以下の実施を検討する

ご家族への電話確認

ご高齢者がお一人で来店された場合、
契約前に、店頭からご家族に確認の電話を入れる対応を行う

※お客様がご希望されない場合等は除く

同伴来店の推奨

ご高齢者には、できる限りお一人での来店ではなく、ご家族等との
同伴での来店を推奨する周知活動を実施する

◆ 全携協内にアンケートした結果 (2018年10月調査、688店舗)

お客様の声

- ・ 親切だとお褒めの言葉がありました。
- ・ 今はここまでやっているんだね、という反応。
- ・ 本人は嫌がっていたが、ご家族にはご安心いただけた。
- ・ 未成年のように一人で契約できないことに不満。
- ・ なぜ家族の承認が必要なのか。バカにしてるのか。

店頭スタッフの声

- ・ 全体的に、すんなり受け入れてくれるお客様が多い傾向。
- ・ TVCM等で広く周知してほしい。(HPは見ない。)
- ・ 家族に連絡がつかない。配偶者も高齢が多い。
- ・ 苦情や後日キャンセル(返品)が減るので、続けてほしい。
- ・ 家族に確認できると安心して登録作業ができる。
- ・ もっと年齢を下げてもいいと思う。

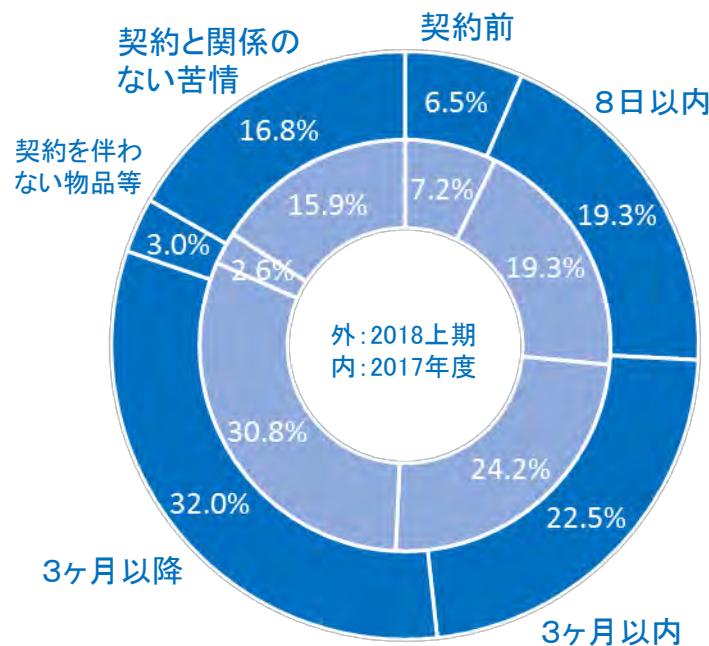
18年8月1日から全キャリアで実現！ 今後もキャリアと共に、より良い制度に改善していきます。



論点(3) 利用中・解約時の情報提供・説明の在り方

2017年度 N=32,202(FTTH、でんき、保険除く)
2018年度上期 N=14,766(FTTH、でんき、保険除く)

苦情の発生時期



苦情内容(2017年度)



今後の活動については、各キャリアと相談・連携して進めて参ります。

論点(4)、論点(5)、論点(6)について

論点(4) 不適切な営業を行う販売代理店等への対策^(※)

論点(5) 広告表示の在り方

→ 「あんしんショップ」の加入促進に努め、適切な営業および広告表示の啓発に努めます。

※ 独占禁止法第8条(事業者団体の禁止行為)に抵触する虞があるため、全携協は価格の妥当性等については意見を述べる立場にありません。

論点(6) 一定規模以下の法人契約者の保護

→ 店頭で説明の要否判断を適切に行えるよう、明確な基準づくりをお願いいたします。

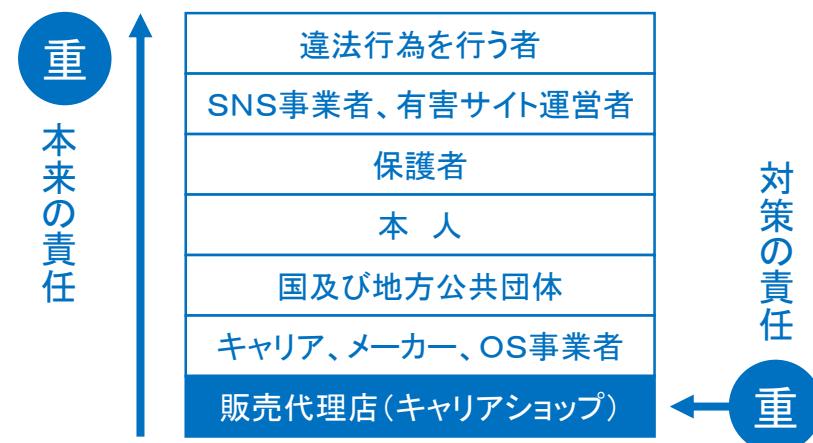
論点(7) その他の検討事項（青少年保護について）

1) 青少年インターネット環境整備法改正(2018年2月1日)への対応

- 13条 青少年確認義務 ※新規、名義変更、機変
- 14条 説明義務
- 16条 フィルタリング有効化措置義務

各キャリアと専用ツールを作成し、
使用者確認実施率 2016年度57% → 2017年度90%まで向上。
(総務省覆面調査) 引き続き100%を目指します。

2) 更なる青少年保護に向けて、全携協の懸念



[懸念①] 店頭での説明率が高いのに、利用率が44%なのは、保護者側の意識の問題にも一因があるのではないか？

[懸念②] フィルタリング以外の取組状況が見えない。

例) フィルタリングを使っている保護者が必要と考える取組(内閣府調査)
「有害サイトへの規制の強化(65.5%)」、「家庭における取組の支援(54.7%)」、
「学校における情報モラル教育の充実(51.9%)」、「安全な機能を業者が保護者に説明(43.6%)」、「保護者会等で保護者に対し啓発充実(33.3%)」、等。

[懸念③] キャリアショップでは青少年確認、説明、設定作業で15～30分の無償作業になっている。

店頭でのフィルタリング訴求だけではなく、左図のとおり、全方位での取組が必要な社会的課題だと思います。

論点(8) 2030年を見据えた消費者保護の在り方

OTT(Over The Top)事業者 …
通信会社やISPとは無関係にインターネット上で提供される
通信容量を大量に使用するサービスの事業者。(動画等)



「ネットワークインフラとしてのスマホ」
の社会的役割拡大と、責任の増大。

“様々な事業者の参入と、販路の多様化”

- (1) SNSやOTT(※)事業者をはじめとする
様々なサービス事業者の参入
⇒ 消費者およびショップに対する責任体制の
構築(苦情相談窓口の設置等)が必要。
- (2) 販路の多様化
(オンライン販売、中古、MVNO、eSIM等)
⇒ 消費者保護ルールの徹底が必要。
 - ・ 携帯電話不正利用防止法で定められる
本人性確認方法の遵守
 - ・ フィルタリング有効化措置の徹底
 - ・ 電気通信事業法第26条・説明義務の
遵守(今やオンライン販売を利用する
のはハイリテラシー層だけではない。)